2　配置販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、当該者の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、当該者が当該配置販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

3～6　（略）

（医薬品の適正管理の確保）

第百五十八条　卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「医薬品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項に掲げる卸売販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　（略）

二　医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定

三・四　（略）

（医薬品の購入等に関する記録）

第百五十八条の四　卸売販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

一　（略）

二　ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号）

三　使用の期限

四　（略）

五　購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

（新設）

2～5　（略）

（医薬品の適正管理の確保）

第百五十八条　卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理（以下「医薬品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項に掲げる卸売販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

（医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録）

第百五十八条の四　卸売販売業者は、医薬品を譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一　（略）

（新設）

（新設）

二　（略）

三　譲受け又は販売若しくは授与の年月日

六　購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）

七　前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）

八　購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

2　医薬品の卸売販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該卸売販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

3　卸売販売業者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

（薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

第百五十八条の八　（略）

一　当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。）において行わせること。

二～七　（略）

2～4　（略）

（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

第百五十九条の十五　（略）

一　当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規

四　譲渡人又は譲受人の氏名

（新設）

2　卸売販売業者は、前項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

（薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

第百五十八条の八　（略）

一　当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。）において行わせること。

二～七　（略）

2～4　（略）

（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

第百五十九条の十五　（略）

一　当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規